

文化審議会著作権分科会使用料部会の運営について

平成29年6月16日
文化審議会著作権分科会
使用料部会決定

(趣旨)

- 1 「文化審議会運営規則」(平成23年6月1日文化審議会決定)第4条第5項の規定に基づき、文化審議会著作権分科会使用料部会(以下、「使用料部会」という。)の運営について定める。

(使用料部会への出席)

- 2 部会長が必要と認めるときは、委員は、Web会議システムを利用して出席することができる。

(利害関係を有する委員の取扱い)

- 3 議事について特別の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができないものとする。また、委員は議事の当事者とその議事に関し個別に接触してはならないものとする。

(有識者等からの意見の聴取)

- 4 文化審議会著作権分科会運営規則第2条の規定に基づき、著作権等管理事業法(平成12年法律第131号)第24条第1項の使用料規程についての裁定に関する事項を処理する際には、両当事者から意見を聞くものとする。また、必要に応じ、当該案件に関する知識と経験を有する者の意見を聞くものとし、その際には両当事者に対する公平性等の確保について十分に配慮するものとする。